平成２４年（フ）第１１５９６号
千葉県木更津市真舟５丁目７―17―503
破産者　山本　　修
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１６２４号
神奈川県横浜市中区相生町５―94・４Ｆ１号
破産者　株式会社サイファ
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１６２５号
東京都八王子市南大沢３丁目13―７―504
破産者　齊藤百合子
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７０３号
東京都世田谷区桜丘２丁目７―24―602
破産者　桜林久美子
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１２６号
神奈川県川崎市中原区木月４丁目38―８―205
破産者　佐藤　美穂
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２２０４号
東京都町田市忠生４丁目15―50―205
破産者　今橋　勇人
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２２０６号
東京都国分寺市西恋ヶ窪３丁目６―３―105
破産者　田中　秀幸
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２２０７号
東京都昭島市拝島町４丁目７―15
破産者　比嘉　敬子（旧姓伊集）
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２２３９号
東京都杉並区高円寺南２丁目22―５―201
破産者　津金　正昭
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２２４４号
東京都荒川区荒川４丁目９―５―201
破産者　亀崎　文泰
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２２６０号
神奈川県川崎市幸区小向西町４―65―401、住民票上の住所神奈川県川崎市幸区河原町１―13―421
破産者　勇　　雅明
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２２９４号
東京都八王子市鑓水２丁目82―５―603
破産者　渡辺　利恵
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３４３号
東京都葛飾区奥戸６丁目９―10―202
破産者　奥冨聡一郎
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２４７２号
東京都江東区塩浜１丁目４―14―408
破産者　中野　一男
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２５７４号
東京都渋谷区道玄坂２丁目15番１号　ノア道玄坂112
破産者　株式会社シャラン販売
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５５１号
東京都荒川区町屋４丁目36―５
破産者　松原　昭夫
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７０７６号
東京都葛飾区奥戸８―12―２　第３すみれ荘102、住民票上の住所東京都江戸川区西小岩４丁目13―16
破産者　阿部　恭久
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７３２８号
千葉県船橋市西船４―19―２第12花園ビル106号、商業登記簿上の本店所在地千葉県船橋市栄町１丁目９番１―619号
破産者　有限会社ファースト
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７３２９号
千葉県船橋市西船４―19―２第12花園ビル106号、商業登記簿上の本店所在地千葉県習志野市花咲１丁目３番８号
破産者　株式会社シンセイ
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７３３０号
千葉県野田市堤台56―１―Ａ201、住民票上の住所千葉県船橋市栄町１丁目９―１―619
破産者　金子　洋一
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７４００号
東京都墨田区東墨田２丁目16―１　本田産業株式会社内
破産者　細川　　隆
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部